

4月12日(日)は あなたの一票 未来をかえる 鳥羽市長選挙の投票日です

投票時間 午前7時～午後8時(神島地区は、午前7時～午後6時)

鳥羽市長選挙は、4月5日(日)に告示され、4月12日(日)に投票が行われます。市政を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権をせず、あなたの貴重な一票を投票してください。

選挙管理委員会 ☎ 1210

投票できるかた

投票日(4月12日)に満20歳以上のかた(平成元年4月13日までに生まれた日本国民)で、平成21年1月4日現在に市の住民基本台帳に載っているかた。
ただし、投票日の4月12日までに市外に転出されたかたは投票できませんので注意してください。



立候補予定者説明会

鳥羽市長選挙立候補者説明会を開催します。
立候補予定者は、出席してください。
なお、出席者は、1候補者につき2人以内とします。
とき 3月12日(木) 午後1時30分～
ところ 市民文化会館・第2小会議室

投票所入場券をお届けします

投票所入場券は、住民基本台帳に載っているあなたの住所に、郵便でお届けします。投票に行くときは、投票所入場券に記載されている投票所を確かめてお出かけください。

投票所入場券をなくしたときは

投票日までに投票所入場券が届かなかつたり、なくしてしまつた場合でも、選挙人名簿に名前が載っているかたは投票することができます。
また、投票所入場券を忘れたかたは、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票をご利用ください

投票日に何らかの用務で投票所に行けないかたは、期日前投票ができます。

期日前投票をされるかたは、投票所入場券が届いている場合は、入場券を持ってお越しください。

とき 4月6日(月)～11日(土) 午前8時30分～午後8時
離島の期日前投票は 4月11日(土)の一日限りとさせていただきます。

期日前投票は「こちらで」

- 市民文化会館4階・第2小会議室(市内に住所のあるかた)
- 桃取保育所(桃取町に住所のあるかた)
- 答志保育所(答志町に住所のあるかた)
- 菅島漁村センター(菅島町に住所のあるかた)
- 神島開発総合センター(神島町に住所のあるかた)
- 坂手公民館(坂手町に住所のあるかた)

郵便による投票もできます

事前に選挙管理委員会に申請すれば、郵便で投票することが可能です。

郵便投票ができるのは、身体障害者手帳に両下肢や体幹障害1級・2級と記入されているなど一定の条件を満たすかた、または、介護保険制度で要介護状態区分が「要介護5」のかたなどです。

入院中のかたは

病気やけがなどで入院しているかたや老人ホームなどの施設に入所されているかたは、その病院や施設が不在者投票の指定を受けていれば、そこで不在者投票ができます。くわしくは、入院(入所)している施設でお尋ねください。

選挙について、くわしくは選挙管理委員会へ問い合わせてください。

選挙公報をご覧ください

有権者が、候補者の考え方を知らるために参考になるのが選挙公報です。選挙公報は、町内会・自治会を通じて、投票日までにお配りします。